

## 北海道粗飼料確保緊急対策事業実施要領

平成 28 年 11 月 8 日付け ホ自給号

平成 28 年 11 月 8 日付け 28 農畜機第 3970 号承認

平成 28 年台風第 7 号、第 11 号、第 9 号、第 10 号及び第 16 号（以下「平成 28 年台風第 7 号等」という。）の影響により牧草やデントコーン等（以下「自給飼料」という。）が倒伏する被害が発生し、また、収穫後に保管していた自給飼料が水濡れや流失する被害が発生した。このため、平成 28 年秋から平成 29 年夏の牧草収穫前までの間に給与する自給飼料の品質や収量が十分確保できず、被災地域における生乳生産や肉用牛の生育に悪影響を及ぼすことが懸念される。

このため、ホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）は、被災した畜産経営体の営農継続のため、自給飼料を確保する取組を支援する事業に対し、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 7 日付け 28 農畜機第 3527 号。以下「要綱」という。）に基づき補助することとし、もって酪農・肉用牛の生産基盤の維持に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第 1 事業の内容

ホクレンは、地域における粗飼料を確保するため、次の事業を自ら実施し、又は第 2 の 1 の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人（以下「生産者集団等」という。）が、1 及び 2 の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

#### 1 サイレージ品質低下防止対策

サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材等を共同購入し、平成 28 年台風第 7 号等により自給飼料に被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組

#### 2 代替粗飼料の確保対策

第 2 の 1 の（3）のアに規定する国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、平成 28 年台風第 7 号等の被害により自給飼料が不足する畜産経営体に対し供給する取組

### 第 2 事業の実施

## 1 事業の要件

### (1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の畜産経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- イ 生産者集団の運営に関する事項
- ウ 畜産振興に関する事項
- エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

### (2) サイレージ品質低下防止対策

第1の1の補助対象となる発酵促進資材等は、平成28年度に生産者集団等の構成員が作付けし、平成28年台風第7号等の被害を受けた自給飼料のサイレージ品質低下の抑制に資するものであって、平成28年8月16日（平成28年台風第16号の被害にあっては平成28年9月17日）から平成29年3月31日までに購入したものに限る。なお、発酵促進資材等の補助対象数量は、作付面積のうち平成28年台風第7号等の被害を受けた後に収穫した面積に係る自給飼料の処理に必要な数量を上限とする。

### (3) 代替粗飼料の確保対策

第1の2の取組は、平成28年度に生産者集団等の構成員が作付け若しくは収穫した自給飼料、又は栽培契約により購入したもの若しくは購入予定であった国産粗飼料（以下「契約国産粗飼料」という。）のうち平成28年台風第7号等の被害による不足分を代替粗飼料により確保する場合であって、補助対象要件は次のとおりとする。

- ア 補助対象となる代替粗飼料は、国産の乾牧草及び牧草サイレージ、国産のデントコーンサイレージ、原料の重量又は可消化養分総量（以下「TDN」という。）の過半が粗飼料原料である混合飼料（以下「TMR」という。）、輸入乾牧草その他独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「機構理事長」という。）が適当と認めたものとする。
- イ 平成28年8月16日（平成28年台風第16号の被害にあっては平成28年9月17日）から平成29年3月31日までに購入した代替粗飼料に限る。
- ウ 補助対象数量は、（ア）及び（イ）により算出される数量の合計とする。

#### (ア) 自給飼料

- A 代替粗飼料の購入数量×TDN含有率（%）=代替粗飼料のTDN含有量
- B 不足自給飼料の数量×TDN含有率（%）=不足自給飼料のTDN含有量
- ※ 不足自給飼料=収穫不能数量（収穫前の台風被害により収穫不能となったもの）+給与不能数量（収穫後に台風被害により流失、品質劣化等し給与不能となったもの）-契約国産粗飼料の販売不能数量（栽培契約数量-実際の販売数量）

A≤Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量

A>Bの場合は、Aの代替粗飼料の購入数量のうち不足自給飼料のTDN含有

量相当数量を上限とする。

(イ) 契約国産粗飼料

C 代替粗飼料の購入数量×T D N含有率(%)=代替粗飼料のT D N含有量

D 不足自給飼料の数量×T D N含有率(%)=不足自給飼料のT D N含有量

※ 不足自給飼料=契約国産粗飼料の栽培契約数量-実際に購入した契約国産粗飼料の数量（以下「入荷数量」という。）+給与不能数量（契約国産粗飼料の入荷後に台風被害により流失、品質劣化等し給与不能となったもの）

C≤Dの場合は、Cの代替粗飼料の購入数量

C>Dの場合は、Cの代替粗飼料の購入数量のうち不足自給飼料のT D N含有量相当数量を上限とする。

エ 生産者集団等が自らT M Rを製造し、販売する場合にあっては、平成28年台風第7号等の被害を受けた構成員以外の者に販売したT M Rに含まれる代替粗飼料の購入数量を全購入数量から差し引くものとする。

オ 酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）別添1酪農生産基盤強化事業の第2の1の(5)のイの事業対象者は、同一の代替粗飼料を重複して申請することはできない。

(4) 飼料作物の被害状況の確認

生産者集団等は、平成28年台風第7号等の被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、別紙様式第1号の別添2飼料作物被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。

2 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成28年度とする。

第3 事業の推進指導

- 1 生産者集団等は、ホクレン及び北海道の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、構成員に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 2 生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、構成員に対して指導するものとする。

第4 ホクレンの補助

ホクレンは、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第5 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画を取りまとめる上、ホクレン農業協同組合連合会代表理事長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書を会長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30パーセントを超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。

(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の粗飼料確保緊急対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を会長に提出するものとする。

## 第6 消費税及び地方消費税の取扱い

1 生産者集団等は、会長に対して第5の1の粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第5の4に係る

粗飼料確保緊急対策事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の粗飼料確保緊急対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）をホクレンに返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

## 第7 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については会長が別に定めることができるものとする。

## 附 則（平成28年11月8日付け 木自給号）

- 1 この要領は、機構理事長の承認があった日から施行し、平成28年8月16日から適用する。
- 2 平成28年8月16日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の規定に基づく着手の手続きについては、同規定にかかわらず、別紙様式第1号粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、生産者集団等は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 サイレージ品質低下防止対策	サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費	1/2以内
2 代替粗飼料の確保対策	国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費	定額 ただし、粗飼料1キログラム当たり5円以内とする。

別紙様式第1号

平成28年度粗飼料確保緊急対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会  
代表理事長 佐藤 俊彰 殿

住所  
団体名  
代表者氏名 印

平成28年度において粗飼料確保緊急対策事業を下記のとおり実施したいので、粗飼料確保緊急対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添1 「平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 サイレージ品質低下防止対策				
2 代替粗飼料の確保対策				

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 別紙様式第1号の別添2

(4) 構成員の農業環境規範に基づく点検シートの写し

平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実施計画

サイレージ品質低下防止対策

(注) 事業費は、②≤⑤の場合①の小計×⑤の額、②>⑤の場合①の小計×⑥の小計／②の小計により得た額とする。

2 単収は、農林水産省「作物統計（平成27年産）」の北海道の値を用いること。

3 発酵促進資材等の効果、処理能力が分かる資料（パンフレット等）の星しを添付すること。

2 代替粗飼料の確保対策

(1) 自給飼料

構成員名	事業費(円)	補助金(円)	負担区分	積算基礎A				積算基礎B				積算基礎C					
				代替粗飼料名	購入数量(kg原物)	TDN%(原物)②	TDN合量(kg)③=①×②/100	被害作物名(収穫種類)	被害面積のうち収穫不能面積(ha)⑥	TDN%(原物)⑧	TDN合量(kg)⑨=⑦×⑧/100	被害作物名(収穫種類)	TDN%(原物)⑪	TDN合量(kg)⑫=⑩×⑪/100	被害作物名(収穫種類)	TDN%(原物)⑮	TDN合量(kg)⑯
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 事業費は、③≤⑦の場合①の小計×5円/kgにより、③>⑦の場合①の小計×⑦の小計×⑪の小計×⑯/kgにより得た額とする。

2 TDN% (現物) は、日本標準飼料成分表 (2009年版) の値を用いること。

3 単収は、農林水産省「作物統計 (平成27年度)」の北海道の値を用いること。

## (2) 契約国産粗飼料

(注) 1 事業費は、③×⑨の場合①の小書× $5\frac{5}{7}$ kgにより、③>⑨の場合①の小書× $5\frac{5}{7}$ kgにより得た額とする。

2 TDN% (穀物) 沢 日本標準飼料成分表(2009年版) の値を用いて

日本標準化規格 (JIS) 標準化規格 (JIS) 2009年版

## 飼料作物被害状況確認調書

生産者集団等名

## 1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		平成 年 月 日	

## 2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		平成 年 月 日	

## 3 構成員の被害状況

別添「構成員の飼料作物に係る被害状況」のとおり

※小数点第2位以下を切り捨て

別紙様式第2号

平成28年度粗飼料確保緊急対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会  
代表理事長 佐藤 俊彰 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 本粗緊事 No. で補助金交付決定通知のあった粗飼料  
確保緊急対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、粗飼料確  
保緊急対策事業実施要領の第5の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別添1 「平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実施計画」のとおり  
(別紙様式第1号の記の2に準ずる。)
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を  
( )書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成28年度粗飼料確保緊急対策事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会  
代表理事長 佐藤 俊彰 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 本粗緊事 No. で補助金交付決定通知のあった粗飼料確保緊急対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、粗飼料確保緊急対策事業実施要領の第5の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算 払請求 額 ⑥	平成 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+ ⑥)/②	残額 ②-⑤- ⑥
	事業 費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/① =④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会

代表理事長 佐藤 俊彰 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 本粗緊事 No. で補助金交付決定通知のあった粗飼料確保緊急対策事業について、下記のとおり実施したので、粗飼料確保緊急対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添1「平成28年度粗飼料確保緊急対策事業実施実績」のとおり  
(別紙様式第1号の記の2に準ずる。)

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 サイレージ品質低下防止対策				
2 代替粗飼料の確保対策				

(注) 実績額の上段に計画額を( )書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了年月日 平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

平成28年度粗飼料確保緊急対策事業に係る仕入れに係る消費等相当額報告書

番 号  
年 月 日

ホクレン農業協同組合連合会

代表理事長 佐藤 俊彰 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け ホ粗緊事No. で補助金の交付決定通知のあった平成28年度粗飼料確保緊急対策事業補助金について、粗飼料確保緊急対策事業実施要領第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額(平成 年 月 日付けホ粗緊事No. による額の確定通知額)  
金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円

4 補助金返還相当額(3-2)  
金 円

(注) : 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) : 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) : 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料